

特定商工業者制度について

○特定商工業者制度とは・・・

白河地区内で活動する事業所の数、業種や所在地等を確認し、実態を正確に把握することで、行政機関からの問い合わせや、緊急時・災害時等に役立てております。

商工会議所では法律に従って毎年地区内の調査を行い、基準に照合して特定商工業者を確認し、法定台帳を整備しています。

○特定商工業者とは・・・

白河地区で本社、支社、営業所、出張所、事務所、工場などを設立してから6ヶ月以上経過している商工業者のうち、下記の通りいずれかに該当している業者が特定商工業者として定められています。

①地区内の営業所等で常時使用する従業員が20人以上の法人・個人。
(商業またはサービス業の場合は5人)

②資本金または払済出資総額が300万円以上の法人。

○特定商工業者法定台帳とは・・・

白河地区の最新企業データベースとなっており、企業の戸籍簿の役目を果たしております。産業の「情報インフラ」として重要な意義を持ち、様々な施策展開や調査、緊急時、災害時に役立てています。

○負担金について・・・

白河地区内に該当する特定商工業者の過半数の同意を得て、福島県知事の許可を受けた上で、法定台帳の維持・管理のため年額1,000円を均等に賦課させて頂いております。商工会議所では、制度の理解を得るように努め、納入のご協力をお願いしております。

※税務上、公租公課費目として損金又は必要経費処理ができます。

※詳細については白河商工会議所ホームページ (URL : <http://www.shirakawa-cci.or.jp/>) をご覧下さい。

特定商工業者確認シート

下図の確認シートで貴事業所が「特定商工業者」に該当するかご確認下さい。

